

〇〇労基署発△△号

平成 22 年 6 月 30 日

東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇

〇〇労働基準監督署長

労働条件の調査にかかる来署依頼について

日頃より労働基準行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働基準監督署では、事業場の皆様方に対して、労働基準法、最低賃金法等関係法令の履行確保を図るため、労働条件の整備、改善をお願いしているところですが、昨今の経済情勢等を反映して、賃金、労働時間、解雇手続き等についての事業主、労働者双方からの相談等が増加しているところです。

当署では、労使間のトラブルを事前に予防するため、貴事業場の労働条件の基本事項について確認させていただくこととしました。

つきましては、貴事業場の労働条件の実態について調査を実施いたしたく、下記により御来署いただきますようお願い申し上げます。

なお、やむを得ない事情で、指定日時に御来署できない場合は、あらかじめ担当者あてに御連絡下さい。

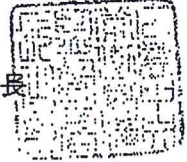
記

1. 日時 平成 22 年 7 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分～ (所要時間約 2 時間)
2. 場所 〇〇労働基準監督署 1 階会議室
東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号
3. ご用意いただくもの
 - ① 賃金台帳 (平成 22 年 3 月分以降のもの、パート・アルバイト等を含む全員分)
 - ② 出勤簿、タイムカード等の労働時間の記録 (同上)
 - ③ 時間外・休日労働に関する協定 (36 協定) 届
 - ④ フレックスタイム制、変形労働時間制に関する労使協定等
 - ⑤ 就業規則 (賃金規程等の別規程を含む)
 - ⑥ 労働条件通知書 (労働契約書)
 - ⑦ 労働者名簿 (退職・解雇証明書の交付実績がある場合は、当該証明書を含む)
 - ⑧ 健康診断の実施記録 (直近 3 年間分)
 - ⑨ 来署者の認印
4. お問い合わせ先 担当者: 〇〇 △△
(電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 [] 年 [] 月 [] 日

株式会社 []
[]
代表者 殿

[] 労働基準監督署長



御 通 知

お尋ねしたいことがありますので、下記により御来署ください。

記

- 1 日 時 平成22年 [] 月 [] 日 (火) 午後1時00分
(所要時間 約1時間30分)
- 2 場 所 [] 労働基準監督署
所在地 []
[]
電話番号 []
- 3 御来署いただく理由及びお尋ねしたい事
貴事業場に就労していた [] から、時間外割増賃金に係る相談があり、その
事実関係について確認したいため。
- 4 担 当 者 労働基準監督官 []
- 5 持参いただくもの
 - (1) この通知状
 - (2) 印鑑 (認め印)
 - (3) 就業規則 (賃金規定)
 - (4) 契約書又は労働条件通知書
 - (5) タイムカード等労働時間管理書類
(平成20年2月分～平成22年3月分)
 - (6) 賃金台帳、給与明細
(平成20年2月分～平成22年3月分)
 - (7) その他参考となる書類

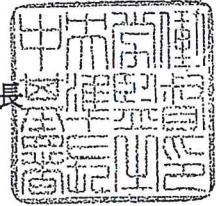
(4)、(5)、(6) は上記の労働者についての記載があるもの

なお、指定日に御来署できないときは日時を変更することも可能ですので、あらかじめ
担当者に御連絡下さい。

基署呼発第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 殿

労働基準監督署長



来署依頼について

お尋ねしたいことがありますので、下記により来署いただきますよう通知いたします。

記

- 1 日時 平成 年 月 日 (月) 午後 1 時 30 分
- 2 場所 電話番号
- 3 担当官 第四方面 労働基準監督官
- 4 来署いただく理由
労働者から申告があったため
- 5 お尋ねしたい事項
始業時刻前の清掃当番に係る所定外労働に対する賃金の支払 (労基法第24条、第37条) に関すること等
- 6 持参いただくもの
本状、印鑑 (来署者の認め印)、賃金台帳 (東京本社及び東京営業所の平成19年7月分以降)、出勤簿・タイムカード等の労働時間の記録 (東京本社及び東京営業所の平成19年7月分以降)、「週間清掃担当組分け表」・「清掃箇所一覧」・清掃当番のシフト表その他の清掃当番に係る資料 (東京本社及び東京営業所の平成19年7月分以降)、労働条件通知書 (労働者のもの)、就業規則 (賃金規定等を含む全て)、労働者名簿 (労働者のもの)、その他本件について参考となるもの
- 7 その他
(注) ご都合により上記日時にお越しいただけない場合は、あらかじめ担当官にご連絡をお願いいたします。

TEL FAX

最寄り駅

是 正 勸 告 書

平成 22 年 6 月 16 日

株式会社 ○○○○ ○○店
代表取締役 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署
労働基準監督官 ○○ ○○ 印

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法.....違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生して場合には、事案の内容に応じ、送検手続きをとることがあります。

また、「法条項等」欄に ☐ 印を付した事項については、同種違反の繰返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告して下さい。

法 条 項 等	違 反 事 項	是正期日
労基法第 24 条	労働者の賃金を計算するに当たり、1 日における労働時間に	22. 7. 15
労基法第 37 条	ついて、15 分未満の労働時間を切り捨てていること、かつ、	
	法定労働時間である 1 日 8 時間を超えた労働に対し、2 割 5	
	分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。	
	（割増賃金については精査の上、不足する額を遡及して	
	支払うこと。）	
労基法第 32 条	時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、時間外	即時
	労働を行わせていること。	
労基法第 106 条	36 協定を常時作業場の見やすい箇所に掲示する等により、労	22. 7. 15
	働者に周知させていないこと。	
安衛法第 66 条	深夜業に常時従事する労働者に対して、6 月以内ごとに 1 回	今後
（安衛則第 45 条）	定期に健康診断を実施していないこと。	
安衛法第 12 条の 2	常時 10 名以上 50 名未満の労働者を使用する事業場であるの	22. 7. 15
	に衛生推進者を選任していないこと。	
受 領 年 月 日	平成 22 年 6 月 16 日	1 枚のうち
受領者職氏名	総務部長 ○○ ○○ 印	1 枚 目

（注意）

- 一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が発生させた場合には、是正期日以内であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
- 二、この勧告書は三年間保存してください。

様式第8号の1

指 導 票

平成 22 年 6 月 16 日

株式会社 ○○○○ ○○店

代表取締役 ○○ ○○ 殿

労働基準監督官
厚生労働技官
厚生労働事務官○○労働基準監督署
○○ ○○ 印

あなたの事業場の下記事項については、改善措置をとられるようお願いいたします。

なお、改善の状況については、7月15日までに報告してください。

指 導 状 況

1 貴事業場では時間外労働等の時間数を計算するに当たって、原則1日については分単位で計算しなければならないにもかかわらず、15分未満をすべて切り捨てて計算をしているが、このような計算方法は労基法24条（賃金の全額払）及び同法37条等（時間外労働等の割増賃金の支払）に違反する行為であることから、早急に是正すること。

2 貴事業場の一部の労働者に対し、月間100時間及び2ヶ月乃至6ヶ月の間80時間を超える時間外労働を行わせていますが、このような長時間労働は健康管理上も多くの問題が認められることから、業務全般の見直し等をすすめ、時間外労働を1ヶ月あたり45時間以内とするよう努めること。

3 貴事業場では労基法32条の2による1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、1日8時間労働を原則とし、1ヶ月間における週の平均労働時間を40時間としております。

1ヶ月単位の変形労働時間制では事前（変形期間が始まる前）に1日8時間を超えて勤務することを決めていた場合のみ、1日8時間を超えても割増賃金の支払義務はありませんが、貴事業場のように事前に1日8時間と定めた日に、8時間を超える時間外労働を行わせた場合には、その超えた時間に対して割増賃金の支払義務が生じます。しかしながら、貴事業場では事前に1日8時間労働と定めていた日において、実際の1日の労働時間が8時間を超えても時間外労働として計算せ

受領年月日

平成 22 年 6 月 16 日

受領者職氏名

総務部長 ○○ ○○ 印

(2枚目のうち1枚目)

様式第9号の1

(指導票統紙)

ず、月間の総労働時間が月間の法定労働時間（30日の月は171時間、31日の月は
177時間）を超えた分のみを割増賃金の対象としています。
このような1ヶ月単位の変形労働時間制の不適正な運用は、労基法第32条及び
同法第37条に違反する取扱いになることから、早急に見直すとともに割増賃金の
適正な支払を行うこと。
4 店長について、管理監督者とされていますが、職務内容、権限の内容と責任、勤務の態様、
賃金等の待遇面等の実態からみて、労働基準法第41条第2号の管理監督者として扱うことに
強い疑義があります。適法な取扱いとなるよう十分考慮の上、必要な見直しを行うこと。
また、今般の調査では、残業相当時間が月100時間を超える者も見られ、過重労働による
健康障害が懸念されることから、勤務時間を軽減する措置を講じ、長時間勤務を行った者に
対しては、面接指導等の対象とし、必要な措置を講じること。

是 正 報 告 書

平成22年7月15日

〇〇 労働基準監督署長 殿

事業の名称 株式会社 〇〇〇〇 〇〇店
 事業の所在地 東京都豊島区巣鴨 1-2-3

使用者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

平成22年6月16日 〇〇 〇〇 労働基準監督官より指摘をうけた 労働基準法・労働安全衛生法 違反および指導事項について下記の通り是正したので報告します。

記

違反の法条項 指 導 事 項	是 正 内 容	是 正 完 了 年 月 日
労基法第24条	今後は、適正な労働時間の把握をすることにより、1日における実労働時間	22. 7. 10
労基法第37条	を分単位で把握するものとし、把握した実労働時間が、1日8時間を超え	
	た場合には、変形労働時間制の採用により、1日8時間を超える所定労働	
	時間が設定されていた場合を除き、2割5分以上の率で計算した割増賃金を	
	支払うものとします。	
	また、割増賃金の支払状況を精査した結果、別紙の通り不足額を、支払い	
	ました。	
労基法第32条	今後は月中においても、時間外労働の実績の把握を徹底することで、	22. 6. 16
	限度時間を超える時間外労働が発生しないよう、適正な労働時間管理を行う	
	ものとします。	
労基法第106条	36 協定を常時作業場の見やすい箇所（調理場入口等）に備え付けることで、	22. 7. 1
	労働者に周知を図りました。	
安衛法第66条	今後は、深夜業に常時従事する者に対して、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に	22. 7. 15
(安衛則第45条)	健康診断を実施するものとします。	

是正報告書

平成22年7月15日

〇〇 労働基準監督署長 殿

事業の名称 株式会社 ○○○○ ○○店

事業の所在地 東京都豊島区巢鴨1-2-3

使用者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

平成22年6月16日 ○○ ○○ 労働基準監督官より指摘をうけた 労働基準法・労働安全衛生法 違反および指導事項について下記の通り是正したので報告します。

記

[illegible]